

令和5年度

地区協議会議案

君津PAスマートインターチェンジ地区協議会

議案1 君津PAスマートインターチェンジ地区協議会規約の改正について

君津PAスマートインターチェンジ地区協議会規約（案）のとおり改正する。

【改正の経緯】

平成21年に供用開始した君津PAスマートインターチェンジの社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等について、国土交通省「スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱」に基づき、定期的にフォローアップしていくため規約を改正する。

【改正内容】

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、君津PAスマートインターチェンジ（以下「君津PAスマートIC」という。）の安全性や整備・管理・運営方法、<u>利用促進方策等</u>を検討・調整し、実施することにより、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増を図ることを目的とする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、以下の事項を検討、調整する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 君津PAスマートICの<u>設置に伴う高速道路の利用交通量の変化</u></p> <p>(4)～(5) 略</p> <p><u>(6) 君津PAスマートICの利用促進方策</u></p> <p><u>(7) その他君津PAスマートICの設置・管理・運営する上で必要な事項</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、君津PAスマートインターチェンジ（以下「君津PAスマートIC」という。）の安全性や整備・管理・運営方法等を検討・調整し、実施することにより、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増を図ることを目的とする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、以下の事項を検討、調整する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 君津PAスマートICの<u>採算性</u></p> <p>(4)～(5) 略</p> <p><u>(6) その他君津PAスマートICの設置・管理・運営する上で必要な事項</u></p>

<p>2 協議会は、君津PAスマートICの社会便益・安全性・<u>利用交通量</u>・管理・運営形態・<u>利用促進方策</u>等について定期的に<u>フォローアップし、必要に応じ見直すものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 協議会は、君津PAスマートICの<u>利用促進</u>を図るため、広報・PR等を行う。</p> <p>第4条～第9条 略</p> <p>附 則 この規約は、平成21年2月19日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和5年12月22日から適用する。</u></p>	<p>2 協議会は、君津PAスマートICの社会便益・安全性・<u>採算性</u>・管理・運営形態等について定期的に<u>把握する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 協議会は、君津PAスマートICの<u>利用増進</u>を図るため、広報・PR等を行う。</p> <p>第4条～第9条 略</p> <p>附 則 この規約は、平成21年2月19日から適用する。</p>
--	---

君津PAスマートインターチェンジ地区協議会規約（案）

（名 称）

第1条 協議会の名称は、「君津PAスマートインターチェンジ地区協議会」（以下「協議会」という。）とする。

（目 的）

第2条 協議会は、君津PAスマートインターチェンジ（以下「君津PAスマートIC」という。）の安全性や整備・管理・運営方法、利用促進方策等を検討・調整し、実施することにより、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増を図ることを目的とする。

（事業内容）

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、以下の事項を検討、調整する。

- （1）君津PAスマートICの社会便益
- （2）君津PAスマートIC及び周辺道路の安全性
- （3）君津PAスマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
- （4）君津PAスマートICの構造及び整備方法
- （5）君津PAスマートICの管理・運営方法（開放時間の制限及び利用車種の制限も含む）

（6）君津PAスマートICの利用促進方策

- （7）その他君津PAスマートICの設置・管理・運営する上で必要な事項

- 2 協議会は、君津PAスマートICの社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等について定期的にフォローアップし、必要に応じ見直すものとする。
- 3 協議会は、君津PAスマートICの管理・運営形態等に不都合が生じた場合は、上記内容について、検討・調整を行い変更する。
- 4 協議会は、君津PAスマートICの利用促進を図るため、広報・PR等を行う。

（構 成）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の追加変更については、協議会に諮り承認を得る。
- 3 協議会の委員の属する団体は、君津PAスマートICの円滑な管理・運営に協力しなければならない。

（会 長）

第5条 協議会には会長（1名）を置くこととし、君津市長をもってあてる。

- 2 会長は会を総括し、協議会を代表する。
- 3 会長は副会長を指名するものとし、会長の不在に際しては、副会長が職務を代行する。

(協議会)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会事務局は、君津市建設部建設計画課に置く。

2 事務局長は君津市建設部建設計画課長をもってあてる。

(規約の改正)

第8条 協議会は、この規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うことができる。

(補 足)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成21年2月19日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年12月22日から適用する。

<別表>

君津PAスマートインターチェンジ地区協議会委員名簿

- ・ 君津市長（会長）
- ・ 君津市建設部長（副会長）
- ・ 国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長
- ・ 国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所長
- ・ 千葉県 県土整備部 道路計画課長
- ・ 千葉県 県土整備部 道路整備課長
- ・ 千葉県 県土整備部 道路環境課長
- ・ 千葉県君津土木事務所長
- ・ 東日本高速道路株式会社 関東支社 総合企画部 総合企画課長
- ・ 東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部 管理事業総括課長
- ・ 東日本高速道路株式会社 関東支社 東京湾アクアライン管理事務所長
- ・ 千葉県警察本部交通部 交通規制課長
- ・ 千葉県警察本部交通部 高速道路交通警察隊長
- ・ 千葉県君津警察署長
- ・ 富津市建設経済部長
- ・ 株式会社マザー牧場 代表取締役社長
- ・ 君津市観光協会 会長
- ・ 富津市観光協会 会長
- ・ 君津市大山野自治会 会長